

印西市生活困窮者自立支援事業業務委託に関する質問と回答

NO	質問	回答
1	共同事業体での申請を行う場合について、実施要領2ページ(2)②キ)や3ページ6(1)③に「共同事業体協定書」の締結、写しを提出するとありますが、この協定書は必要事項を記載したものであれば、任意の様式でよろしいですか。令和3年度以降の協定書が必要でしょうか。また、協定書の締結期間に定めはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書の様式は、定めていないため、任意様式とする。 ・協定書の締結期間は、提出日(以前)から契約における事業期間が終了した後、事業共同体の精算が終了するまでの期間とする。
2	実施要領5ページ8(1)提出書類④見積書について、「単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに記載すること」ですが、この積算は仕様書1ページ5事業の内容の通り、(1)自立相談支援事業(2)就労準備支援事業(3)家計改善支援事業(4)被保護者就労支援事業それぞれの事業ごとに積算するのでしょうか。	お見込みのとおり。
3	実施要領5ページ9審査(3)1者あたりの所要時間内の準備5分とは、どのような準備内容を想定した5分間であると考えればよいでしょうか。	プロジェクターを使用する場合の再生機器の準備等を想定している。
4	仕様書3ページ(3)設備・備品等に①市が用意するもの、②受託者が用意するものの記載がありますが、業務用車両の駐車場については、どのような扱いになりますか。	事業用車両の運行に要する経費として、受託者が用意するものである。
5	仕様書3ページ(4)人員体制にそれぞれの支援員について常勤1名、常時1名と記載がわかれています。これらにはどのような違いがあると考えればよいでしょうか。	常時と記載している場合は、非常勤の従事者による交代勤務等を可とする。